

事務連絡

令和2年11月13日

地区薬剤師会 ご担当者様

公益社団法人 東京都薬剤師会

覚醒剤取締法改正に伴う届出の書式について(情報提供)

平素は当会の会務推進にご尽力賜り、心より御礼申し上げます。

既にご承知おきとは存じますが、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）が改正され、患者宅で不要となった調剤済み覚醒剤原料を薬局に返却することが可能となりました。

薬局におかれましては、帳簿への記録の他、調剤済み覚醒剤原料の譲受及び廃棄について所管の保健所への届出が必要となります。つきましては、別紙のとおり届出の様式をご案内いたしますので、会員各位にご周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本様式は9月に配布した薬事関係法規教本2020年版（118ページ）に収録しておりますので、ご確認の上、ご活用ください。

別紙1： 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書（覚醒剤取締法施行規則 別記第十八号様式）

別紙2： 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書（覚醒剤取締法施行規則 別記第十七号様式）

別紙3： 帳簿の様式

参 考： 医薬品である覚醒剤原料の取扱い等について（覚醒剤取締法の改正について）（東京都福祉保健局）

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kenkou/iyaku/sonota/toriatsukai/kakutorihoukaisei.html>

担当：薬事情報課（佐藤）
TEL 03-3292-0735
FAX 03-3295-2333
e-mail druginfo@toyaku.or.jp

別記第十八号様式（第十九条第三項関係）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 9 第 1 項第 6 号の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたことを同法第 30 条の 14 第 3 項の規定により届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

印

都 道 府 県 知 事 殿

譲り渡した者の氏名		
譲り受けた医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
譲り受けた施設の所在地及び名称		
譲り受けた日時		
譲り受けた場所		
譲り受けた事由		
廃棄の日時（予定）		
廃棄の場所（予定）		
廃棄の方法（予定）		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 譲り受けた医薬品である覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

別記第十七号様式（第十九条第二項関係）

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名

印

都 道 府 県 知 事 殿

廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
廃棄を行った施設の所在地及び名称		
廃 棄 の 日 時		
廃 棄 の 場 所		
廃 棄 の 方 法		
廃 棄 の 事 由		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

